

平成23年6月
勝浦市議会定例会会議録（第2号）

平成23年6月16日

○出席議員 18人

1番 磯野典正君	2番 鈴木克己君	3番 戸坂健一君
4番 藤本治君	5番 渡辺玄正君	6番 根本譲君
7番 佐藤啓史君	8番 岩瀬洋男君	9番 松崎栄二君
10番 吉野修文君	11番 岩瀬義信君	12番 寺尾重雄君
13番 土屋元君	14番 黒川民雄君	15番 末吉定夫君
16番 丸昭君	17番 刈込欣一君	18番 板橋甫君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市長職務代理者	猿田寿男君	教 育 長	松本昭男君
副 市 長			
総 務 課 長	関重夫君	企 画 課 長	関利幸君
財 政 課 長	藤江信義君	税 務 課 長	黒川義治君
市 民 課 長	佐瀬義雄君	介 護 健 康 課 長	西川一男君
環 境 防 災 課 長	目羅洋美君	都 市 建 設 課 長	藤平喜之君
兼清掃センター所長			
農 林 水 産 課 長	関善之君	観 光 商 工 課 長	玉田忠一君
福 祉 課 長	関修君	水 道 課 長	藤平光雄君
会 計 課 長	花ヶ崎善一君	教 育 課 長	中村雅明君
社 会 教 育 課 長	菅根光弘君		

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	守澤孝彦君	議 事 係 長	大鐘裕之君
---------	-------	---------	-------

議 事 日 程

議事日程第2号
第1 一般質問

開 議

平成23年6月16日（木） 午前10時00分開議

○議長（丸 昭君） ただいま出席議員は18人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

一 般 質 問

○議長（丸 昭君） 日程第1、一般質問を行います。

質問順序表の順序により順次質問を許します。最初に、土屋 元議員の登壇を許します。土屋議員。

〔13番 土屋 元君登壇〕

○13番（土屋 元君） 皆さん、おはようございます。土屋 元でございます。

まず、質問させていただく前に、さきの12日にご逝去されました勝浦市長、故山口和彦氏のご逝去を悼み、謹んで哀悼の意を表し、心よりご冥福をお祈りいたします。

2月の激しい市長選挙を勝ち上がり、3月の定例議会におきまして、夢と希望に胸を膨らませながら、勝浦市発展の所信表明を堂々との席でお述べになられましたお姿は忘れられません。市民の皆様のご期待におこたえできるよう、全身全霊をみずからの職責に身を投げ打って市政に当たりたいと強い決意を表明され、市民の皆様方が安全で安心して定住できるまち、元気のある活気のある勝浦をつくるために、市民の皆さんと本気でとことん話し合い、協働による取り組みにてまちづくりを推進してまいりたいと抱負を力強く述べられておりました。

そして、市民の皆様にも、市長就任のあいさつといたしまして、「広報かつうら」4月22日号に掲載され、市民へ発行されました。まさに、これからの勝浦市のリーダーとしてご活躍が大いに期待され、私も一緒にまちづくりに取り組んでいけることをとても楽しみにしておりました。

故山口市長は、スタートしたばかりで、ご本人はもちろん、ご家族、ご親族、ご友人、そして期待されておりました市民の皆様も、さぞかし残念無念の思いではないでしょうか。これからは天空から勝浦市の発展をお守りいただけますようお願いし、心よりご冥福をお祈りいたします。

ところで、今回、勝浦市長の訃報に接し、勝浦市のホームページには何も掲示がなされておらないことについて、私は配慮が足りないのではないかと感じます。なぜなら、6月2日付で市長職務代理者の設置についての掲載があり、市長の訃報を市民にお知らせすることは絶対に必要ではないかと思います。

さて、本題に入らせていただきます。当初は、市長公約の取り組み姿勢及び進捗状況についてをメインに質問させていただく予定でありましたが、割愛させていただき、1つとして、東日本大震災の勝浦市経済への影響と対応策について、2つとして、勝浦市総合計画、勝浦市基

本構想に基づく基本計画及び実施計画について、以上2点を質問させていただきます。

まず1点目ですが、3月11日に発生いたしました東日本大震災以降における勝浦市の経済社会状況をどのように調査、把握し、どのように認識されているのか、また、その状況に対しての対応策をどのように考え、措置しようとしたのかについて伺います。

次に2点目ですが、勝浦市総合計画の勝浦市基本構想に基づく基本計画及び実施計画についてお尋ねいたします。

1として、現在の勝浦市総合計画の策定状況を踏まえ、各計画の策定についてはどのような方針で今後進められていかれるのかをお伺いいたします。

2として、基本構想の中で施策の大綱として、3つの基本理念のもとで5つの基本方針によるまちづくり体系が示されております。そして、5つの基本方針の1番として、地域の宝を活かしたにぎわいのあるまちづくり施策が掲げられ、個別施策として、1に農業の振興、2に漁業の振興、3に商工業の振興、4に観光の振興、5に産業連携による交流のまちづくりの推進を掲げられております。

そこで、それぞれの振興・推進を図りやすくするための各振興計画の策定がぜひとも必要と考えますが、ご見解をお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（丸 昭君） 市長職務代理者から答弁を求めます。猿田副市長。

〔副市長 猿田寿男君登壇〕

○副市長（猿田寿男君） ただいまの土屋議員の一般質問に対し、お答えします。

その前に今、土屋議員がお話しされましたが、このたびの山口市長のご逝去というのは、我々執行部にとりましても本当に大変、残念至極ということでございます。4月以降、一月ちょっと一緒に仕事をさせていただきました。山口市長は、とにかく勝浦市を発展させよう、また子供たちのために、この財産を残そうという意気込みで、我々執行部にも叱咤激励されておりましたけれども、もっと一緒に仕事をやりたかったという気持ちでございます。

それでは、質問に対してお答え申し上げます。

初めに、東日本大震災以降における勝浦市の経済社会情勢の調査、把握及び認識と、それへの対応ということでございます。

まず、観光面について申し上げますと、勝浦朝市や勝浦海中公園センターなど、市内観光施設等の入り込み調査を行っておりますけれども、対前年度減少率で申し上げますと、全体で3月は58.1%、4月は51.1%、5月は52.1%の減少になっております。

一方、農林水産業のうち特に水産業におきましては、震災直後の輸送用の燃料の不足であるとか、計画停電の影響による鮮魚の買い控えなどにより魚価が低迷したことなどから、地域経済に大きな影響を与えていると認識しております。

次に、対応策につきましては、福島第一原子力発電所放射能問題によりまして風評被害が出ている中、4月21日に山口市長とともに県庁に出向きまして、森田知事に風評被害を払拭するための要望をいたしました。

また、海水浴場を開設するに当たり、4月から6つの海水浴場の放射能検査を実施し、その結果をホームページに公表しておるところでございます。

さらに、「がんばろう勝浦」をもとに、勝浦中央商店街でのかつうら食彩まつりの開催や、県、

外房関連連盟等と協力して、市外での観光客回復に向けたPR事業を実施しておるところでございます。

次に、新勝浦市総合計画の策定状況を踏まえた各計画の策定についてでございますけれども、法令で策定が義務づけられているものにつきましては、もちろん言うまでもありませんが、それ以外の各計画の策定については、総合計画の中での定めに応じまして対応してまいりたいと考えております。

次に、各施策の振興を図るための計画策定に係る見解についてでございますけれども、総合計画や特定課題計画の中で、施策分野の振興の目的達成のための手段や方法を体系化できるものと考えますので、基本構想に従って具体的な施策を定める基本計画、そして基本計画で定めた施策を実行するための実施計画の策定によりまして、各施策の振興に係る計画性は保たれるものと考えております。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。土屋議員。

○13番（土屋 元君） 1点目の勝浦市経済の影響と対策について、今、ご答弁いただきました。まず、観光施設についての情報収集をしたと。水産業についても、聞き込みの中で、先ほど述べられたような地域経済への影響があったと。それに対応して、市長と森田知事へ風評被害の払拭を要望したり、あるいは食彩まつりへの支援とか、いろんなものについて今やっておられるというお話がありました。

観光施設の入り込み調査については、各施設へ恐らくヒアリングしたと思うのですが、その中で飲食店も含め、特に商工業に対する状況把握というか、観光業と商工業の影響調査について具体的にどのようにやられたのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。玉田観光商工課長。

○観光商工課長（玉田忠一君） お答えいたします。まず、観光施設の調査につきましては、主な観光施設であります勝浦朝市、勝浦海中公園センター、海の博物館、アクアパレス、勝浦ゴルフクラブ、東急ゴルフコースにおいて、施設独自に観光客の入り込み調査を行っていることから、それらの施設より入り込み数の報告を求め、情報収集を行いました。

次に、商工業に関しましては、商工会にお願いいたしまして、現在、商工会のほうで調査を実施しているところでございます。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。土屋議員。

○13番（土屋 元君） 観光施設は独自に調査したという答えだと思うのですが、商工業の影響につきましては商工会に依頼して調査をお願いしてあるという状況であるという答弁でございました。3月11日以降ですから3カ月以上たっていますので、非常に厳しい勝浦市経済状況というのは予想ができるわけでございますし、観光施設については対前年比で半分も減少するということは大変なことです。地域経済、特に観光施設の中で宿泊業とか、経済に影響を与える施設の入り込み状況が厳しくなると、勝浦市の火が消えたようになってしまう。明かりが消えて、火が消えて、雇用の機会も減っていくという中で、非常に大変なときだと思われます。

そういったことに対して、3月11日に震災があったことについて、先ほど4月21日に市長と副市長が森田知事に風評被害の要望に行ったと。庁議として調査依頼をするとか、調査把握するとか、どういう対応策が必要かという庁議の進め方というのは、現実にはどのようにされて

いるのか、具体的にお聞かせ願いたいと思います。その辺については総務課長で把握されていれば、よろしくお願いします。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関総務課長。

○総務課長（関 重夫君） お答えいたします。一番問題になりましたのは、先ほど市長答弁でもありましたように、観光、商工業はもちろんですが、水産業等の風評被害、これが3月11日の震災後、間もなく輸送燃料が不足するとか、あるいは計画停電によりまして都心部の大手スーパーが刺身が置けないということで、カツオ、キンメ等の買い控えがあったと。また、宴会等の自粛によりまして、もちろん刺身等が売れないということで、漁業協同組合もかなりの打撃を受けたと伺っております。

庁内におきましては、震災の対策、特に勝浦市内では大きな被害はございませんでしたが、被災地域の被災者の受け入れ等につきまして、関係各課集まっていただきまして、協議をする中で、こういう風評被害における対策、漁業ですと漁業協同組合とも十分連携を図りながら、放射能の測定を県に依頼したり、野菜は特に被害はございませんでしたが、県のほうにお願いしまして放射能の測定等も依頼して、こういう依頼する方法等について、それぞれ市長、副市長から関係各課に指示をいただいたところでございます。

その後も4月の課長会におきまして、今までの状況等も報告を上げまして、それ以降は担当各課に逐次指示が出されておりました、対応を図ってまいりました。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。土屋議員。

○13番（土屋 元君） 今、総務課長から答弁がありましたけど、基本的には大震災が起きてから、農林から水産から商工業から、あらゆるものに対して、あるいは高齢者やいろんな人たちは被害とか不安を持っていますよね。各課にまたがって影響することが、大震災以降起きているわけですから、それに対する庁内会議、よく課長会議があるとかと言いますが、課をまたがった対策会議を緊急に、頻繁にやったかどうかをお聞きしたいのです。それぞれやった上で、例えば漁業組合と農林水産課長を中心にして話し合ひしようとか、観光商工課長を中心に商工会へ行って話しなさいとか、あるいは宿泊施設の代表者を集めて対策会議をやるとか、勝浦市の皆さんがイニシアチブを持ってリードするようなお膳立てとか、そういう形でしているかどうかということを知りたい。まず、大変なことが起きたときには、市長、副市長を中心に一つのチームとしてまとまって、お互いがみんな危機を共有して、それぞれ役割分担をはっきり決めて、それをみんな意識して、役割分担された各課の長がその役割分担した職員のそういう進捗状況もチェックしていると。それと同時に、執行部においては日々きめ細かく、進捗状況をチェックする仕組みが大事です。今、政府がやっているのは、そういう震災対応のシステムがどうもうまく機能していない。だから、勝浦市においては、機能したのかどうかということをお聞かせください。

近隣の状況におきましては、南房総市、鴨川市、御宿町等々が、震災以降、避難者への受け入れのほかに、商工業やいろいろな関係者のために、いろんな施策を展開して、対策されていますね。そういったことが一つの例としてあったときに、先ほど副市長が食彩市を開催したというお答えがありましたが、それ以外の施策はないのかということ。あるいは、今後、どういうことを備えるのかという姿勢が、例えば東日本大震災被害勝浦市経済緊急対策会議を庁内につくってありますとか、そういったことが必要ではないかという思いでおるわけです。

そういう体制を組むことが、今、非常に必要ではないかということでもあります。要するに、一致団結という姿勢が、執行部はもちろんのこと職員一人ひとりに至るまで、チームが組めるかということが、大きな力を発揮できるスタイルではないかと思います。

これについては要望でとめておきますが、なぜそういうことを言わせてもらうかという、山口市長はお亡くなりましたが、市長は数々の公約を7つの柱として述べられています。その中において、3月11日以降の勝浦市の経済を憂えたときに、例えば、プレミアム地域振興券の前倒しの発行支援をするとか、いろんなメッセージを市民向け、あるいは各種団体に発しているわけです。お買い物代行支援だとか、いろんなものを発しています。そういったものについて、職員の皆さんが関係諸団体に、このような中で山口市長が考えた施策があるので、これについて要望はどうかと、積極果敢な各種団体関係者にアプローチするという姿勢が弱いのではないかと。非常に見えていない。これは前の議会で言わせてもらいましたが、避難者への受け入れ体制についても、メニューはつくりました、しかし実績はゼロですという結果になってしまう。

例えば、山口市長が公約に掲げた施策が有効に生かされるのは、プレミアム地域振興券です。今、鴨川市、南房総市は宿泊者限定のプレミアム商品券の発行支援をやっています。御宿町もそうです。でも、勝浦市はそうではなくて、地元の、市民の暮らし向きを助けることとか、あるいは、もしかしたら、そういう宿泊業に関するものに应用できるかもわからない、そういうことを市長が公約で上げて出しているにもかかわらず、それを推進できない。市の執行部の皆さん方が市長の思いを真摯に受けとめて、積極果敢に熱意を持って、関係諸団体にアプローチしていく、観光協会、商工会はもちろん、各種団体にアプローチしていくということが、どうしても弱いと思わざるを得ません。今後、ぜひ、市長職務代理者の猿田副市長を中心にスクラムを組まれて、故山口市長の遺志を継続するという思いを強く要望して、この東日本大震災の事項については終わります。

続きまして、勝浦市基本構想に基づく基本計画ですが、策定スケジュールについてどのような方針で進めていくかについては、副市長から明解なる答弁がなかったように思います。

もともと平成23年度をスタートとする平成34年を目標とする12年間の総合計画の策定スケジュールについては、平成21年6月1日に総合開発審議会委員が委嘱されて、任期が先月の5月31日ですべて終わって、基本構想しか審議できなかった。本来、これはイレギュラーです。平成23年4月から新たにスタートしている。これは事あるたび、議会においても質問させていただきましたけど、新市長になるからとかと言っていますが、具体的に基本構想について新市長が決まるまで新構想は決めなかったですか。昨年の6月議会で決めたじゃないですか。

市の職員の皆さん方は、恐らく定年までは一生懸命、天職を全うされるという覚悟で勤めていらっしゃると思います。もちろん政治家であります市長は、その任期任期において、市民の審判をいただかなくちゃいけない。

全国の各市町村においても、総合計画については、段取りとか、今後、こういうふうな総合計画で進むべきではありませんかというたたき台については、99%、職員の皆様が英知を結集して、市民、各種団体、いろいろなところから段取りをしてつくり上げて、基本構想までかけて、9月に決まりました。新市長が選挙でわからないからと、その当時の市長が勇退を發したからと。本来、在任中の市長は、向こう12年間の未来にけるビジョンを持って、総合計画を

決めるという策定の大方針だったにもかかわらず、それを新市長にゆだねるみたいな中で、基本構想は議会承認ですから、いただいた。総合計画の各種計画は議会承認ではありません。市長や皆さん方が一方的につくられたものを市民に公表する。それについて、議会において私たちがディスカッション、質疑するわけですが、議会承認になりません。ですから、堂々と新市長を迎える云々ではなくて、総合計画は年度内に、今年の3月いっぱいには市民に知らせるべきことが、本来の皆さん方のあるべき姿です。市長云々ではないと強く思うわけです。もともと今回の総合計画の策定スケジュールでいけば、市長選挙が2月にあるのは何十年前から承知なことです。それでも、策定計画においては3月いっぱいまでに実施計画まで総合開発審議会で承認を受けて発表するというお話で進んでいたところです。それが策定について、今後どのような方針で進めていくのか。

この3月議会で山口市長は、8月ぐらいまでにはパブリックコメントを発表していきたいというスケジュールを組んでいますというお話がありました。こうなった以上、新しい市長になるまでは、また策定スケジュールについては、こうあるべきだということは事務レベルで予想しなければいけないと思います。そういった中で、今後、総合開発審議会委員も決まっています。任期切れの中で、事務方はどのように決めようとしているのか。今現在の策定状況でもいいですから、あるいは方針についてお答えください。以上です。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 利幸君） お答えをいたします。総合計画の基本計画、並びに実施計画がおくれているということについては、議員、おっしゃるとおりでございます。また、スケジュール関係でございますけれども、当初の審議関係におきましては、平成23年1月が基本的に取りまとめということで、総合開発審議会委員様にはお話がなされているということで、次に昨年9月に基本構想を議決をいただきまして、その後の基本計画並びに実施計画の取りまとめにつきましては、先ほど議員申し述べられましたように、山口市政のもとでは8月にパブリックコメントをかけて、10月までに取りまとめをしたいということでお答えをしていると思います。

ただ、今回、このような事態となりまして、しかしながら、先ほど議員が何度もおっしゃるように、平成23年度から始まっているということがございます。ただ、山口市政のもとにおきます10月までのスケジュールでは、取りまとめをするということになりますと、大変厳しいと考えておりますので、事務サイドといたしますれば、12月いっぱいぐらいをめどに取りまとめができるように事務は進めていきたいということで考えております。

また、現在の取りまとめの状況でございますけれども、3月7日に総合開発審議会を私のほうで開催させていただきまして、3月7日現在の取りまとめ状況は、藤平市長の段階におきます計画の取りまとめ状況ということで、審議会の委員の皆様方にはお話をさせていただきました。また、その際に、議員も1名、同席していただいたと思いますけれども、委員の方々のご意見の中には、市長がかわろうとしているのに、藤平市長の段階における取りまとめを話されても、それは困るよというご意見も大分ございましたので、そういうことになりますと、新たな山口市政の段階におきますものを取りまとめ、当然、皆様方にご審議をいただくということが適当かということで考えておりましたので、先ほど申しましたスケジュールのもとに進めてきたというのが実情でございます。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。土屋議員。

○13番（土屋 元君） 今の策定スケジュールについて、12月で取りまとめという形で事務方として努力するということで答弁がありました。前後しますが、市長がかわったから、新しい市長を踏まえて計画は練ったほうがいいのかというお話になりました。12年後のことになってしまうと、今のルールでいけば、12年後も市長選はあるのです。12年後も同じような策定スケジュールで、また市長選がありますからということで、また延ばす。策定スケジュールは何だよと。前から用意したけどということになります。この辺について、きちんとした基本的な考え、どんな市長になろうとも、基本構想で回っているのですから、総合計画についてはその年度年度によって、そこに在任していた市長が責任を持って未来について提案していくんだという中で、修正するのは、そのときの新たなメンバー、議会のメンバーであり、執行部のメンバーがかわっていくのですから、そのときにローリングでかえていけばいいという形で考えていなければ、おかしい話になってしまうということを申し述べておきます。

特に勝浦市基本構想に基づく基本計画の策定について、これは最後に要望で終わりますが、今、千葉県において、ご存じのように、観光立県千葉と。観光庁が観光圏整備法において唯一、鴨川市、南房総市、鋸南町、館山市が南房総地域観光圏になっている。これについては、国の支援、規制緩和と、いろんなものが利用されています。房総半島をイメージしていただくとわかりますように、アクアラインができてから、基本的に南房総地域観光圏は観光庁に認められた地域、県からもそうです。当然、アクセスの高速道路は完備した。手厚い観光圏の整備の中で国の支援も受ける、県の支援も受ける。私たち外房総、中房総と言われている、外房総観光連盟、また、中房総広域観光ネットワークという中である。これが国からも、房総半島の発展に南房総の4つの自治体だけではなくて、市原市から勝浦市までのルート、あるいは外房でいすみ市からのルート、この辺の観光圏について、勝浦市観光基本計画が今あるわけですが、それをやるときに、ぜひそのものが勝浦市が地域指定できるようにいかれるべきと。事務方としても、そのような各種県だとか国とか、そういう形の中で一生懸命取り組む中で、この観光基本計画、あるいは各種の地域の豊かなまちづくり、人間味のあるまちづくりにするための計画について、真摯に受けとめて、強い勝浦の、元気のある勝浦が創造できるような形で、職員一丸となって、また議員も一丸となって頑張りますので、その辺の職務に励んでいただくことを強く要望して、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（丸 昭君） これをもって土屋 元議員の一般質問を終わります。

○議長（丸 昭君） 次に、藤本 治議員の登壇を許します。藤本議員。

〔4番 藤本 治君登壇〕

○4番（藤本 治君） 日本共産党の藤本 治です。まず最初に、山口市長の突然のご逝去に対し、謹んで哀悼の意をあらわします。

さて、私の一般質問に当たり、一言申し上げます。私は、10期40年の長きにわたって市議会議員を努めた児安利之さんの後継者として日本共産党の議員だからこそできた3つの値打ちを引き継ぎます。まず第1に、欠かさずに一般質問を行い、住民の声と願いを行政と議会に届けます。第2に、建設的な提案で、住民要求を実現します。第3には、住民の目線で無駄遣いや

不公平をチェックいたします。

私の選挙公約は、昨年暮れに日本共産党勝浦支部が実施いたしました市民アンケートが根拠でございました。アンケートの集計結果の特徴は、6割もの市民が暮らし向きが悪くなったと回答するとともに、要望項目のベスト5は、負担の軽減を求める項目に集中いたしました。それは、まず第1に水道料金の引き下げ、第2はごみ袋代、第3が国保税、第4は医療費、第5が介護保険にかかわる諸費用でございました。これらの負担を少しでも軽減してほしいというのが市民のアンケートに寄せられた要望でありまして、さらにアンケートにはいろんな書き込みがありまして、食事はご飯と味噌汁、おかずは1品程度で我慢しているとか、水や電気を無駄遣いしないなど、国の悪政のもとで節約などの家計のやりくりが限度を超えているということを訴える内容が数多くありました。

そのほか、高齢者の足の便を確保してほしいなど、一つ一つが切実な要望も40項目を超えておりました。私は特に水道料金と国保税、ごみ袋代の値下げを公約し、引っ越してきてわずか5年で親類縁者が1人もいないのに、当選いたしました。この驚くべき結果を生み出したのは、1つには、この市民の要望の切実さと強さの反映だと思っております。私は、本日の一般質問でも、その切実な要望の実現を求めるつもりでありました。

しかしながら、政策決定者である山口市長の突然のご逝去により、まことに残念ではありますが、通告しておりました第1点の水道料金の値下げ、第2点の国保税の引き下げ、第3点のデマンドタクシーの導入についての質問は、今回は取りやめて、次の機会に譲ることといたしました。

本日の一般質問は、第1点目に被災者支援、第2点目に防災のまちづくり、第3点目にはあたご判決への態度という順序で行わせていただきます。

さて、質問事項の第1は、東日本大震災の被災者支援についてであります。被災地から勝浦への一時避難を受け入れる補正予算、これは5月の臨時会で山口市長の専決処分を議会が承認いたしました。このときに執行された予算はゼロでありましたが、今後、100%執行の見通しはいかがでしょうか。予算は有効に活用されるべきです。大半を使い残すことになるのでしょうか。震災後3カ月の現在のニーズをどう把握し、勝浦市が果たすべき役割をどう見出すのか、これが大切だと思います。

津波で失われた漁船が2万隻以上という現実。東北の漁業の復興のためには、全国の中古船、遊休船の集中が必要であります。先日、函館から久慈港へ船228隻提供のニュースが流れました。うち83隻が届けられたというニュースであります。海の男の心意気が伝わる、心温まるニュースでありました。勝浦の漁師、漁連の皆様も動いています。その動きを追えば、現実には直面している課題から、勝浦市が果たすべき役割を発見できるはずです。また、新官の住民の方からは、モヤイ船というのでしょうか、使われずに結わえつけられて置き放しの船がある。これが津波で動いたら、家にぶつかって壊される。何とかすべきではないかという声も上がっております。市として中古船、遊休船の情報収集を行うべきと思いますが、見解を伺います。

質問事項の第2は、防災のまちづくりについてであります。東日本大震災の死者は1万5,000人を超え、その死因のほとんどが津波による溺死でありました。うち、年齢のわかった範囲で、60歳以上の方々が人口比の2倍を占めていたとのことです。つまり、人口比では3割程度を占める高齢者の方々が、亡くなった方々の6割以上、4月時点では65%ということでありました。

が、人口比の倍の高齢者が亡くなられたということでもあります。

特に命にかかわる緊急の課題と対応について伺います。前提として、東日本大震災を踏まえて、勝浦ではどの程度の津波が来ると想定して対策を講じようとしているのでしょうか。お問い合わせをしておきます。

4月下旬発表の避難所、避難場所リストでは、津波への備えが余りにも希薄に感じます。リストの冒頭には、津波の危険性がある場合は、速やかに最寄りの高台に一時避難してください。安全が確認され次第、順次、避難所の開設状況についてお知らせしますとあり、従来と同じ避難所、避難場所のリストが表になっておりました。

大津波に備えてどうすればよいかを書いてあると期待して、これを見た人は、がっかりとしました。めいめい最寄りの高台に避難してくださいとの指示があっただけだからであります。

一方、興津では、区独自で新たな避難場所確保の動きがあります。既に自主防災組織と目黒学園との間で避難所として利用する協定が結ばれており、現に今回、利用されました。さらに高いところを求めて、ブルーベリーヒルの施設を避難先にできないかという動きが起こっているわけであります。市はどうタイアップされていますか。

なお、勝浦市要援護者避難支援計画が公表されております。内容は、震災直後の3月24日に私と児安さんとで山口市長に申し入れました東日本大震災に当たっての要望の第2項、避難場所への移動に際し、高齢者、寝たきりの人、患者、妊産婦、身障者など、機敏に移動することが困難な人を安全に移動するための対策を講ずることにこたえるものとなっています。大歓迎であり、速やかな実施を求めます。段取りはどうなっているのでしょうか。

さらに、福島原発による放射能汚染への不安は、終息するどころか拡大する一方であります。特に子供たちへの影響を心配して、各地で放射線量の測定と公表が実施され、日ごとに拡大しております。勝浦でも速やかに実施すべきと考えますが、どう対応しようとしていますか。

質問の最後は、清徳丸に衝突したイージス艦あたごの裁判での判決についてであります。5月11日、横浜地裁は、あたごの当直士官2人に無罪判決を言い渡しました。衝突原因は、清徳丸の右転が原因と認定し、なぜ右転したかの理由は不明といたしました。あたごには全く責任がなかったとする判決であります。私は、何よりも再発の防止のために、あたごが漁船群に十分な注意を払わずに、自動操縦のまま突っ込んでいき、両者の進行方向からいって、あたご側に回避義務があったことは明々白々にもかかわらず、自衛隊の軍艦のそこのけそこのけ軍艦が通るの体質を追認する、この不当な判決に断固として抗議いたします。

既に防衛庁の事故調査委員会があたごに漁船を回避する義務があることと、見張りや連絡体制の不十分さを認め、関係者38人を処分しております。横浜地方海難審判所も同様な判断に立ち、海上自衛隊に改善を勧告し、海上保安庁は2人の当直士官の刑事責任を告発しました。それにより行われたこの裁判で、極めて不当な判決が下されたのであります。

これをどう評価するのか、抗議の態度表明が必要だと考えます。高等裁判所での控訴審に向けて、不当判決への抗議と公正な判決を求める行動が必要ではないでしょうか。明解な見解を求めます。

以上で第1回目の質問を終わります。

○議長（丸 昭君） 11時5分まで休憩いたします。

午前10時49分 休憩

午前11時05分 開議

○議長（丸 昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長職務代理者から答弁を求めます。猿田副市長。

〔副市長 猿田寿男君登壇〕

○副市長（猿田寿男君） ただいまの藤本議員の一般質問に対し、お答え申し上げます。

初めに、被災者支援に係る補正予算の執行見通しでございますけれども、相談があったものを含めまして推計いたしますと130万円、予算に対しまして3.3%程度と見込んでおります。

また、現在のニーズをどう把握しているかとのことでございますけれども、震災後3カ月を経たものの、被災地では依然、まだ多くの方が避難生活を強いられております。また、原子力発電事故による放射能汚染問題の終結も明確でない状況にあります。

一方、復興に向けての動きもあり、被災者も避難生活から生活確保へと移行しつつあるものと考えております。

次に、市として中古船、遊休船の情報収集を行うべきと思うがどうかというご質問です。東日本大震災による漁船被害に遭った漁業者への対応につきましては、千葉県の漁業協同組合連合会が県内各漁業協働組合に対しまして提供できる中古船等の調査を行っております。それを全国漁業協同組合連合会が取りまとめ窓口となりまして、東北3県の漁業協同組合連合会にあっせんをし、提供者と譲受者が合意いたしますと、費用負担を含め、双方が協議し、対応しておるということでございます。市内における中古船等の情報につきましては、漁業協同組合から、一応、確認を得ているところでございます。

2点目の防災のまちづくりにつきましては、初めに避難所についてでございますが、3月11日の東日本大震災を受けて、市としてすぐにできることは何かということで、津波の際の避難行動と日ごろからの備え等について再確認をしていただくために、4月15日に東北地方太平洋沖地震を教訓に、「津波などの災害に備えましょう」という文書を市政協力員にお願いをし、世帯配布したところでございます。この中に、避難所、避難場所のリストを示したところでございます。

ご質問の興津区では、独自の避難所確保の動きがあり、市ではどうタイアップしているかということでございますが、興津区では平成8年に自主防災組織を設立した当時から、東京の目黒区興津健康学園を避難所としておりまして、同施設を健康学園から自然学園に改修する際に、目黒区と市でいろいろ協議した中で、市として引き続き興津区の避難所として協力を依頼したところでございます。

また、市としましては、今後は協力をいただける民間施設等をお願いをし、一時的な避難所や緊急避難的な避難場所の確保に努めたいと考えておりまして、興津のブルーベリーヒルにあります学校法人関東国際学園とは6月1日付で災害発生時における施設使用等の協力に関する協定を締結いたしましたところでございます。

次に、大津波による被害想定についてでございますけれども、市では平成19年度に作成しました防災マップの中で、津波の浸水想定区域を示しております。これは、千葉県が平成18年度に1677年の延宝地震についてシミュレーションした資料から作成しております。

ただいま県におきましては、今回の大津波を踏まえた津波の想定、調査を実施しております

ので、この結果を踏まえ、本市における津波の想定を再検討したいと考えております。

次に、防災体制の見直しについてでございますけれども、防災意識の高揚のため、市民に対しての津波の際の避難行動と日ごろからの備え等についての再確認、周知、避難所、避難場所の見直しをしたいと思います。地域における一時的に避難するための高台や避難路の整備、民間施設等の津波避難ビルの指定、災害時要援護者の避難支援体制の整備、ハザードマップの作成配布などを行うとともに、市の防災計画の修正、自主防災組織の設立、強化等を図ってまいりたいと考えています。

3点目のあたご判決をどう評価するかということでございます。高裁での控訴審に向けて不当判決への抗議と公正な判決を求める行動が必要ではないかのご質問でございます。これにつきまして、改めて亡くなられた方のご冥福とご遺族の方に弔意を表します。

あたごと清徳丸の衝突事故により、本市基幹産業の一つであります漁業を支える経験豊かな漁業者と、これからの漁業を支える若い漁業者の安全が損なわれたことは看過できない重大な問題であると考えます。この事故により、平成20年2月20日、当時、藤平市長は、堂本千葉県知事、田久保県議会議長らと防衛省で石破防衛大臣に直接事故に対する抗議と原因究明と再発防止対策の徹底を強く申し入れました。

海難審判では、平成21年1月30日に事故主因をあたご側と認定する判決が確定いたしました。が、刑事裁判では、平成23年5月11日、横浜地裁が無罪判決を下したことから、横浜地検は5月25日、東京高等裁判所に控訴をしたところでございます。

刑事裁判では、全容が解明されておりませんので、今後の動向を注視していくとともに、国は再発防止対策について万全の体制をとっていただきたいと思います。

以上で藤本議員に対する一般質問の答弁を終わります。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 現在までの執行状況が130万円ということでございましたけれども、今後、これが100%に向けて執行される見通しについてはいかがでしょうか。大半が使い残すことになるのではないかと考えておりますけれども、率直にどのような見通しを持たれているのか、お答えいただきたいと思います。その130万円のもう少し具体的な執行の中身もあわせてお知らせください。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 利幸君） お答えをいたします。執行見通しということで、現在の段階におけるということでご理解をお願いしたいと思います。したがって、4,000万円の予算に対しますれば、今のところの見込では執行残が生ずるということでございます。

なお、その内容でございますけれども、今日2名、勝浦を出られる方がいらっしゃいますけれども、今日現在ですと4名の方がこの避難生活をしておられると。過去の方を含めると、6名勝浦市におきましてはかかわった方が存在しております。

内容的なものです。6名の方につきましては施設利用、民宿とかかんぽの宿をご利用された。あと2名の方については、一時的には簡保の宿等をご利用された方がいらっしゃいますが、長期にわたって、放射能関係で勝浦のほうにしばらく避難したいという申し出がございましたので、この方に関しましては、今後、数カ月、アパートということで、現在アパートで生活しているという状況でございます。

細かい数字につきましては、足し算とか積算をいたしませんと出ませんので、状況につきましては、以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 中古船、遊休船の情報収集につきましては、漁連のほうで調査をし、あつせんをされているということでございました。その進捗状況といいますか、勝浦でどの程度、中古船、遊休船が東北の漁業復興のために役立ちつつあるのか、その辺のところはどのように把握されているか、把握されていたら、ぜひご紹介いただきたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関農林水産課長。

○農林水産課長（関 善之君） 提供できます中古船等の把握でございますけども、漁業協同組合に確認いたしましたところ、漁船は13隻でございます。そのうち4隻が既に岩手県釜石市漁業協同組合連合会に送られているとのことでございます。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） その船の形状といいますか、どういう船なのかということですが、函館から久慈港に送られる228隻のうち83隻が既に届いているわけですが、その届いた船はほとんどがボート型をしておりまして、船外機を外に取りつけるような形状の船で、勝浦で13隻ある船というのは、そういう形状の船なのか、あるいは、また違うものなのか、さらに勝浦から東北へという船のこれから先の潜在的な提供できる可能性なのですけども、そういった船の形状等、東北と勝浦との状況の違いでそんなに多くの可能性があるかどうか、その辺も含めてご答弁いただきたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関農林水産課長。

○農林水産課長（関 善之君） 現状では、提供できます船につきましては船外機ということで、大きさにつきましては、ほぼ1トン未満となっております。今後の船の提供の可能性につきましては、被災先が主に養殖業に使う船と思われます。勝浦市におきましては、エビ網漁、そういったもので使用しておりますので、その辺で多少の船の幅とかの違いがあると思いますので、双方の話し合いで協議できれば提供できるものと考えております。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 当事者同士にあつせんをするという形だということだったのですが、勝浦市がこの経過の中で市として後押しができたという実績があるのかどうか、あるいは、そういう当事者同士の取り引きといいますか、船の受け渡しに勝浦市は一切関与する余地がないものかどうか、今後についても可能性があるやなしやを含めましても、お答えいただきたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関農林水産課長。

○農林水産課長（関 善之君） 当事者同士でのあつせんで後押しした実績ということでございますけども、市として直接の関与はございません。今後につきましては、費用面等を考えますと、函館から久慈市漁協に送られた場合につきましても、輸送費につきましては漁業組合連合会が負担しているとの考えでございます。以上のようなことから、提供できる船の情報につきましては情報提供はできると考えております。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 状況を今後も系統的に追っていただきまして、ぜひ勝浦市として後押しがで

きることがあるものであれば、ぜひともご努力をいただきたいと思います。

被災者支援につきましては、既に勝浦市の市民や団体がさまざまな取り組みをなさっておられると思うんですね。より一層アンテナを高くして、行政として行い得る最大限の後押しをそれぞれにしていいただきたいと思います。

三陸地方はカツオの消費地でもあると聞いておりまして、旬のカツオを生で食べる食習慣が非常に大きなところだと伺っております。今なお8万人に近い方々が避難所で生活をされているわけですが、勝浦から旬のカツオを届けて、刺身で食べてもらおうじゃないかという動きも起こりそうな気配を感じておりますけれども、そういった場合に勝浦市が市のバスを提供して、あるいはお魚をさばくお母さん方を呼びかけて、そのバスに乗っていただくとか、そういった後押しの可能性というのは今後もますます広がっていくのではないかと思いますので、ぜひアンテナを高くしていただいて、今後とも被災地への支援を強めていくようにご努力をいただきたいと思います。

以上お願いいたしまして、2点目の防災のまちづくりについてお伺いをいたします。ブルーベリーヒルとの間で、既に6月1日に協定を締結したとのことでありますけれども、興津での自主防災組織のそういった努力は、住民組織がどこでどう逃げようか、みずから考えて行動されているわけなので、すばらしいことだと考えております。行政は、こういった動きを側面から応援し、あるいは、さらに海岸沿いの地域のすべてにわたってそういった動きが起こるよう促していく、そういった役割が求められているのではないかと思います。なお、避難場所の見直しについても、市の側が、この地域の方はここへ逃げてくださいというような情報の提供の仕方ではなしに、その地域の住んでおられる方々が、みずから考えて、できるだけ小さな単位がいいと思うのですが、隣近所、あるいは集落、そういった中であんな津波が来たらどこへ逃げようかという話し合いをして、どこそこに逃げるようにしよう。その避難場所に行くまでの道はどこを歩いていこうかというような相談がされて、そのことが市としても把握ができて、後々のフォロー、この地域の方はここへ逃げているはずだから、避難場所を確定したときに案内する。案内する方法は、道路上にいらっしゃるかもしれませんが、興津のバイパスの上に避難しているかもしれませんので、どうやって連絡しようかとか、そういった対応もその後出てくるとは思いますけれども、とにかく地元の自主防災組織を初めとするきちとした組織だけではなくて、隣近所の住民の話し合い、そういったものを促して、住民自身もいざというときにどこを歩いてどこへ逃げるということをきちっと考えられるように、そういった見直しや避難場所、避難所の整備を進めていく必要があるのではないかと思います。そのことについて、担当のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。目羅環境防災課長。

○環境防災課長（目羅洋美君） お答え申し上げます。ただいまの議員の、まず地域の中でということでございますけれども、まず、津波の際は高台に逃げるということが大事でございますので、また高台につきましては、地域の中で地域の方々が一番よくご存じだと思います。この辺につきまして、今後、各区長方とよく協議をいたしまして、高台への避難路等につきまして、区と協働して、今後、整備してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 東北地方の津波が繰り返されてきた歴史の中から、「津波てんでんこ」とい

う言葉が伝えられているんですね。津波てんでんこというのは、津波のときには、だれもが人のことは構わず、いち早く逃げるんだと。でないと命を落とすという教えなのですけれども、これはできるだけ小さな、そういう単位でいざというときにどうするかを考えて、考えるだけではなく、訓練も必要だと思うんですね。ある東北地方の小学校の子供たちは、日ごろの訓練の成果を生かして、それこそ津波てんでんこの教えに従って逃げて、周りの大人たちもそれを見て一緒に逃げるということが起こった学校があると聞いておりますけれども、そのように日ごろの訓練がいざというときに大きな力を発揮するのだろうと思います。そういう意味では、ぜひ行政としては、今、区長との協議とおっしゃいましたけれども、区長や自主防災組織との連絡を密にしながらも、一層、住民の方々の訓練にもいろんな単位でそういった訓練も呼びかけていただいて、ぜひ進めていただきたいと思うんですね。

次に、要援護者への援護支援の問題についてですけれども、既に勝浦市要援護者避難支援計画というのが3月付で公表されているのですが、この大ざっぱな内容と、援護を必要とする人に手を挙げていただいて、その人ごとに個別の避難計画をつくるというふうに理解をしておりますけれども、この計画の中心点をご紹介いただきながら、既に6月でありますけれども、震災から3カ月が経過いたしました。鉄は熱いうちに打てという言葉がありますけれども、今こそ手を挙げていただくということを住民の皆様にもぜひやっていただく必要があると思いますが、直ちにこれが行われる予定があるのかどうか、そのこともあわせてお答えいただきたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。目羅環境防災課長。

○環境防災課長（目羅洋美君） お答えします。災害時要援護者避難支援計画の概要でございますけれども、災害発生時における高齢者、身体障害者、介護保険要介護認定者など、災害時要援護者の支援を適切かつ円滑に実施するため、情報伝達体制や避難支援体制の整備を図るために策定し、平常時は要援護者を把握し、支援者を決めて、一人ひとりの支援プランを策定します。災害時は、避難情報等の伝達、避難誘導等を行おうとするもので、そのための市役所内の支援体制、要援護者等への情報伝達の方法、避難支援プランの策定の方法等を定めたものが災害時要援護者避難支援計画でございます。これにつきましては、早急に広報等において掲載し、まず要援護者となり得る方の把握をしたいと考えております。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） これはやってみないとわからないところが多分にあると思います。今でしたら、本当に多くの手が挙がって対応し切れないということも起こるかもしれませんけれども、とにかく、やりながら、ぜひ解決策を発見したり、工夫を凝らしていただきたいと思います。

想定されている津波につきましてでありますけれども、今、県も見直し作業を進めているということでありました。過去、平成19年に配布された防災マップの津波のハザードマップ、これが330年前の延宝地震のときの津波をもとにしたハザードマップであるということなのですが、今回の東日本大震災は南北500キロに及ぶプレートの断層でしたけれども、それ以南にあるプレートが、この330年前に延宝地震を引き起こした地震の震源域に当たるそうですけれども、これが今回は動いていないプレート境界域なのです。これはマグニチュード8.0という地震であったと言われておりますけれども、これが引き起こされる可能性があるということで、今

回の東日本大震災の影響によりまして、これが早められる可能性もあるとのことで、今後30年以内のこの地震の予測ということではないのですが、可能性について見直すということも起こりつつありますけれども、今回、勝浦が受けた津波の高さ、約2メートルから3メートルだったのではないかと思います。延宝地震におきましては、推計ですけれども、5メートルから7メートルと書かれている報告もあります。今回、東北地方を襲った地震は、津波の到達した岸壁付近で10メートルのところが幾つかございます。そこから駆け上がって行って、山の上に40.5メートルのところまで行った場所もあったようですけれども、とにかく海岸の境界線で10メートル、あるいは5メートル、3メートル未満、勝浦市ではそういった幾つかの段階の津波を想定した備えが必要ではないかと思います。

特にこの延宝地震につきましては、どこまで浸水したかのハザードマップも備わっておりまして、この段階では、我々はどこへ逃げればいいのかというのは、隣組同士の話し合いの中でも極めて具体的に、こんな津波が来たときは、ここまで行かないと助からないねというのは、みんなの話し合いの材料にすぐなると思うんですね。既に発表されているハザードマップではありますけれども、今回の東日本大震災という経験を受けまして、いま一度、勝浦市民の間に過去の歴史上で現にあった津波ですので、これに基づく備えをできるよう、大いに情報の提供、もっとも歴史的事実を掘り起こして、勝浦市民にこの歴史上の津波の災害のリアルな情報をご提供いただく必要があるんじゃないかと思います。

県がどう考えるかということをお待ちといいますか、見極める、それはそれとして必要なんですけれども、現にある備えは、そういう3つのパターンを考えますと、直ちに延宝地震に対しては行動を起こすべきだと思いますので、想定すべき津波はむしろ幅を持っていただいて、そういったきめ細やかな備えをしていただきたいと思いますと思うんですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。目羅環境防災課長。

○環境防災課長（目羅洋美君） ハザードマップの津波の想定ということだと思いますけれども、今の県のほうで専門的なものでやっておりますので、また県がどういう結果を出すかということもまだわかっておりませんので、この辺の様子をまず見て、それから市のハザードマップを作成してまいりますので、まず県の状況を踏まえることが大事だと思います。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 県が津波の想定を高めるといいますか、もっと大きな津波が来るのではないかとということで、高めてくる可能性はあるのだと思いますけれども、今後も繰り返し、勝浦に津波警報等が出た場合に、いつも東北を襲った10メートル級の津波が来るんだという、イソップ物語じゃありませんけど、そういうおどしで防災を進めるわけにはいかないと思うんですよね。だから、ある意味では、10メートルの津波が来たときに、5メートルの津波のときには、3メートル未満の津波のときにはと、そういったきめ細かな対応を行政が持つだけじゃなくて、住民の皆さんお一人おひとりが、興津の方々のだれもがみんなブルーベリーヒルに最初から行くとは考えないと思うのです。いよいよというときにはブルーベリーヒルがあるという安心感のもとに、5メートルの津波が来たときは興津のバイパスに逃げようと。そういうような備えをそれぞれがされるのではないかと思いますし、そういう備えがむしろ必要なのではないかと思うので、ぜひきめ細やかな対応を今後とも進めていただきたいと思います。

最初の質問になかったことで申しわけないのですが、福島原発による放射能汚染への不安が、特に子供たちへの放射能汚染を心配する声が多くの方から上がっているわけなんですけれども、勝浦でもこの放射線量の定期的な測定と公表が必要ではないかと思いますが、それにどう備えられているかを、ぜひお答えいただきたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。目羅環境防災課長。

○環境防災課長（目羅洋美君） お答えします。放射線量の測定の関係でございますけれども、ただいま市では測定器の購入をいたしまして、大気中の放射線量を測定しようということで進めております。その結果につきましては、公表する予定でおります。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） では、要望ですけれども、隣のいすみ市では、学校、保育所、公園など、子供たちが常日ごろ集まる場所を30カ所、地表1センチ、50センチ、1メートルの3種類の測定を行って公表されております。なお、日本共産党の「しんぶん赤旗」の今日の記事では、日本共産党の東京都議団が都内128カ所の測定を都議団独自に測定して、公表して、都民から非常に好評を博している方法が紹介されております。これは、東京都内を等間隔のメッシュで区切しまして、その中から山間部を除く128カ所を選んで測定した、それも同一地点で10回の測定の平均値を発表したという測定でございますけれども、これはこれで放射線量の強い場所と比較的強くない場所とが等高線のようにわかったという、そういう発表の仕方でございますが、ぜひ、それぞれの発表のあり方もご参考にされて、ただ、事実を伝えるだけにとどめるべきであって、だから安心ですということは、国の基準さえもが20ミリシーベルト以下であればいいという当初の発表から、今は年間1ミリシーベルト以下に抑える必要があると、右往左往するような動きが今起こっておりますので、事実のみを公表していただいて、その事実の公表の仕方は、そのようにきめ細かな公表の仕方をぜひご検討いただきたいと思います。

以上お願いしまして、最後のあたごの判決について、その評価を伺いたいと思うのですが、いろいろ述べていただいたわけですが、今度の横浜地裁の判決そのもの、無罪判決についての評価が表明されていなかったと思いますので、改めて横浜地裁の判決につきましての評価をご答弁願いたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。猿田副市長。

○副市長（猿田寿男君） あたごの事件でございますけれども、判決ではこういう形で出ておりますので、東京高等裁判所に控訴したということなので、今後、そこら辺の経緯を見守っていきたいと思っております。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） ご遠慮があるのかもしれませんが、事は防衛省自身が最初の事故調査委員会の最終報告でも、あたご側に清徳丸を回避する義務があったとしているわけなんです。さらに横浜地方海難審判所も同様の判断をしているわけです。進行方向を考えてみましても、東京湾に向かって自動操縦であたごが進んでいる。そして、勝浦からそれを横切る形で漁船団が向かっている。位置関係は、明確にあたご側に回避義務がある、そういう位置関係です。それをあえて横浜地裁は独自の航跡を裁判所が認定をして、あたごが右転したことによって衝突が引き起こされた原因だということで、これは単なる無罪ではないのです。原因をつくったのは清徳丸の右転だということでありまして、あたごには一切責任がないという積極的な無罪を

主張した判決なのです。どの船がどういう航跡をとったか、証拠不十分による無罪という認定ではないわけですし、原因はあたごになくて、清徳丸の右転にあったという認定なのです。

そういう点では、考えがたい異常な判決が出たと思うわけですが、そういう同じ評価ではないにしても、その異常さについて一言コメントされるべきではないかと思いますので、改めてご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。猿田副市長。

○副市長（猿田寿男君） この問題は、先ほども答弁しましたように、平成20年に石破防衛大臣にもいろいろ申し入れをしているということで、現在、訴訟の場に移っておりますので、私のほうでコメントをどうこうというのは差し控えたいと思います。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 公の立場として、態度の表明を差し控えるということでございました。同僚の議員のすべての皆さんにもお願いしたいのですが、この問題は極めて重大な問題だと思います。市長の立場ではなかなか態度を表明することはできないということなのですが、私どももそれに倣ってしまいますと、当の勝浦市がこのことについて何の態度も表明しなかったと、そういうふうになりかねないと思うのです。議員の皆様におかれましては、ぜひ、周りの市民の皆様との間で、この判決について、それぞれの態度をぜひご表明いただきたいと思います。これは何よりも、二度とこういう事故を引き起こさないために必要なことではないかと思います。この判決が許されれば、この事故は、再発防止どころか、幾らでも繰り返される。我が物顔に東京湾を出入りする自衛隊の船は今後も同じような行いをしかねないということがございますので、再発防止、二度とこういった事故を繰り返させないために、私自身、また皆様のそういった心構えをぜひお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（丸 昭君） これをもって藤本 治議員の一般質問を終わります。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時48分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（丸 昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、吉野修文議員の登壇を許します。吉野議員。

〔10番 吉野修文君登壇〕

○10番（吉野修文君） 放射線量の測定についてということでご質問いたします。私のほかにもこの関連質問があると伺っておりますので、私は海水浴場における放射線量の測定のみについて伺いいたします。

まず、質問に入る前に、3.11で被災された方々、また、先日亡くなりました故山口市長に対し、哀悼の意を表したいと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。当市では、観光のまちとして県内外にアピールしていると認識しているところではありますが、さきの東日本大震災から3カ月が過ぎ、いまだに福島第一原発からの放射能漏れはおさまらず、これに伴う風評被害は拡大しているという状況であります。これに伴い、当市の観光客の入り込み状況は非常にマイナスであると。また、当

市においても、近々海水浴シーズンを迎えて、各海水浴場における放射線の測定を実施してはどうかと考え、隣接のいすみ市、または松戸市においても、早くから各放射線量の測定をし、公表しているということも伺っております。当市における放射線量が確認でき、あるいはまた不検出であったとしても、測定値を市のホームページ等において当市の海水浴場の安全性を公表して、海水浴客の誘致を進める考えがあるかどうかを伺いたいと思います。

さらに、他市においては公表している市もあれば、また公表しない市もあるようではありますが、観光客、海水浴客にすれば、安全性が確保されている地域には来ると考えておりますが、この点についても伺いたいと思います。

○議長（丸 昭君） 市長職務代理者から答弁を求めます。猿田副市長。

〔副市長 猿田寿男君登壇〕

○副市長（猿田寿男君） ただいまの吉野議員の一般質問に対して、お答え申し上げます。

1 点目の海水浴シーズンを迎えての各海水浴場における放射線量測定実施についてでございます。福島第一原子力発電所事故による風評被害により地域経済が低迷している中、勝浦市において大きな観光資源であります海水浴シーズンを迎えるに当たり、4月から月1回、6海水浴場の放射線量の測定を実施しているところでございます。

2 点目の安全性が確認でき次第、測定値を市のホームページ等において当市の海水浴場の安全性を公表して、海水浴客の誘致を進める考えについてでございますが、放射線量の測定の結果、今のところ放射線量は検出されておりませんが、これをホームページ等で公表し、海水浴客誘致に努めているところでございます。

3 点目の他市においては、公表している市もあれば、公表していない市もあるようでございますが、観光客にすれば、安全性が確保されている地域には来ると考えますがとの質問でございます。確かに議員ご指摘のとおり、放射線量の問題につきましては、検査の結果、放射線量が検出されるかされないかによっては、海水浴客を誘致するに当たって大きく左右されるものでございまして、今後も定期的に検査を実施し、検査結果を公表しながら海水浴客誘致を図っていきたいと考えています。

以上で吉野議員に対する一般質問の答弁を終わります。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありますか。吉野議員。

○10番（吉野修文君） 今の答弁で、放射線は検出されなかったということでございますが、報道によりますと、原発の汚染水が満杯になり、これを浄化した後に海に流すという報道もあります。これは要望になりますが、このような状況であるということになりますと、今後も、海流の影響等から月1回ではなく、数回にわたる検査を実施されますことを要望して、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（丸 昭君） これをもって吉野修文議員の一般質問を終わります。

○議長（丸 昭君） 次に、刈込欣一議員の登壇を許します。刈込議員。

〔17番 刈込欣一君登壇〕

○17番（刈込欣一君） 議長にお許しをいただきましたので、通告しました鵜原荒川線の勝浦市鵜原

坂ノ下301番1外に建設が計画されている産業廃棄物管理型処分場についてお聞きします。

まず最初に、山口市長のご逝去を悔やみ、お見舞いを申し上げます。そして、東日本大震災の被害にあわれた方は、6月14日現在ですと、亡くなられた方が1万5,429名、いまだ行方不明の方が7,781名、避難者が8万3,951名の多くの方々になっております。その方々にお見舞いを申しますとともに、弔意をあらわすものであります。

私は、産廃について、平成21年6月、平成22年6月、今回、平成23年6月と毎年6月の議会におきまして同様な質問をさせていただきました。いま一度、産業廃棄物処分場建設計画の付近についてご説明いたします。

市道鶴原荒川線の間部部に位置し、山側はゴルフ場を囲んだ別荘地、東急リゾートタウンを形成し、リゾートホテルや簡易保険宿泊所施設があります。予定地のすぐ真下には武蔵大学、高校、中学校の海浜学校があります。そして、近くには清海小学校、鶴原保育所があり、建設されると大気汚染、騒音、振動等が非常に心配です。また、計画地は海に注ぎ込む川筋（西ノ谷川）の水源地域です。産廃処理場からの水は直接鶴原海岸に流れ込みます。鶴原海岸と隣接する守谷海岸、吉尾海岸があり、鶴原・守谷海岸ともに平成8年に日本の渚100選に選定されています。守谷海岸は、平成13年に「日本の水浴場88選」に、そして、平成18年には「快水浴場」にも選定されています。

鶴原・吉尾海岸周辺は、水産資源確保のため、禁漁区もあり、リアス式海岸の磯根が続き、鶴原の理想郷、海中公園、海の博物館、ダイビングスクールなどがあり、周辺一帯が南房総国定公園に指定されており、風光明媚な観光の地域であり、水産資源が豊富な漁業のまちです。まさに勝浦市の観光と漁業のまちを凝縮したまちが鶴原、守谷・吉尾地区だと思います。

この地域への産業廃棄物最終処分場建設には、ともに関係地域と指定された東急リゾートタウンの皆様と一緒に行動し、断固反対いたしております。

そして、今年度から勝浦市基本構想、新しい12年間まちづくりの中で、将来の都市像として、「海と緑と人がともに歩むまち元気いっぱいかつうら」が掲げられています。また、第3章では、勝浦市の姿として、「日本の渚百選」に選ばれた鶴原・守谷海岸など、太平洋に広がる美しい砂浜とリアス式海岸、房総丘陵の山並みが織りなす風景は、首都圏固有のリゾート地として、本市を訪れる人々に深い感銘を与え続けていますと掲げています。

このように、勝浦市がいかに海と緑と人を大切にし、つなげていく様子がよくうかがわれます。

また、故山口市長には、市長立候補時に産廃の会から質問書の提示、また面談の実施等していただきました。また、産廃反対住民の会の理事会にも出席していただき、産廃反対に対する思いをお聞きしました。

また、副市長には、4月に着任以来、産廃反対の連絡協議会にも出席していただき、また、4月29日は故山口市長とともに住民の会に出席していただき、面談等を実施されていました。

産廃処分場建設反対には理解していただいておりますが、千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱第17条第2項、「知事は、第9条第1項の審査指示事項の日から起算して2年を経過した日において、第4条第1項の協議が終了していないときは、当該事前協議書等は、取り下げられたものとみなす。」、つまり、審査指示事項の通知が平成21年9月10日です。それからみなし日は平成23年9月9日になります。この日までに事業者、M. M. Iに

事前協議書を取り下げるように運動を進めていきたいと思います。

そこで、市長職務代理者として、副市長に今後どのような取り組みをするか伺います。1として、今後、勝浦市として千葉県及び事業者M. M. I に対するかかわり方をどうしていくのか、2として、庁内の産業廃棄物最終処分場建設計画検討委員会の今後の展望についてお聞きします。

1回目の質問とさせていただきます。

○議長（丸 昭君） 市長職務代理者から答弁を求めます。猿田副市長。

〔副市長 猿田寿男君登壇〕

○副市長（猿田寿男君） ただいまの刈込議員の一般質問に対し、お答え申し上げます。

初めに、今後、勝浦市として株式会社M. M. I 及び千葉県に対するかかわり方をどうするのかとのご質問でございます。

産業廃棄物最終処分場事業計画者であります株式会社M. M. I は、現在、事業計画について許可権者の千葉県と事前協議中でございます。この事前協議では、県が株式会社M. M. I に通知した審査指示事項の項目の中には、株式会社M. M. I と勝浦市が協議を必要とするものがありまして、関係各課において協議をし、または協議中であります。

また、県とのかかわり方でございますが、県の担当課でございます廃棄物指導課には月に1回のペースで環境防災課や都市建設課の職員が出向いて、事前協議の進捗状況等を確認しているところでございます。

次に、庁内の産業廃棄物最終処分場建設計画検討委員会の今後の展望はどうかとのご質問でございますが、庁内で定期的に検討委員会を開催し、例えば、建設計画についての県との情報交換の内容であるとか、今後の市の対応策等を粘り強く検討してまいるというところでございます。

以上で刈込議員に対する一般質問の答弁を終わらせていただきます。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。刈込議員。

○17番（刈込欣一君） 2回目の質問をさせていただきます。まず1点、今、副市長から答弁がありました話ですが、どうしてそこを聞いたかといいますと、M. M. I の会社自体、平成20年7月時点ですと、村上さん、峯岸さんという代表取締役が2人いました。平成23年4月、一番大事な時期だろうと推測するのですが、その役員が全くかわっています。そんな会社で、会社のありようなんですけど、それについては、相当厳しい会社だなという不信感が募っております。

また、2点目として、皆さん承知のとおり、3月にTBSの「噂の東京マガジン」で放送されました。そのときの向こうの村上さんの話、いろいろお話しされました。まず1点目に、土地の購入時の経緯についてお話ししていました。これは私たちの会長が言ったとおり、全くの虚偽、私たちも確かなものを持っています。ですから、こういうことについてはおかしいではないかという話。

2点目、土地を購入した場合、建設すれば還元案があるというお話も出ていました。この還元案の話でも、私たちがつくれば、鶴原の青年館を直してあげますよと。もう2点ありますけど、もう一点は、障害者の自動車を買ってあげますよと。あなたたちに金をあげますよと。とんでもない会社だと私自身は思っています。ですから、市としてはそういう会社とどのような

つながりを持っているかということをお聞きしたわけです。

副市長も淡々としたお話の中にも見え隠れはするのですが、それについてもいま一度、これから協議事項もお話ししますが、それについても相当厳しく取り扱っていただきたいと考えております。

次に、具体的に指示事項がありますので、各課長にお願いいたします。第1点目は、騒音及び振動に対する防止対策、悪臭の発生防止対策について、いつ、どこでどういうふうに協議したか。そこら辺まで教えていただきたい。

2点目は農地転用。あそこはもとは田んぼ、畑、林、そういうものがありました。ですから、田んぼ、畑の農地転用についてはどのようになっているのか。今現在どうなっているか、そこら辺をお聞きしたい。

それと森林法の問題ですが、先ほど話したように、あそこは林があります。あの林についても、今、モトクロスができたり、いろんなことをやっていますが、当時、どのような許可をして、どのようなことになっているか、そこら辺をお聞きしたい。

4点目、勝浦市の都市計画地区内にあり、地元とよく調整し、慎重に進めなさいよということなのですが、これはどのようになっているか。

それと地下排水管の維持管理方法を明確にすること、これが一番の難点だと思うのですが、これについてもきちっとした答弁をしていただきたい。

今やられていること、また、相手方に問題提起していることと等もわかる範囲で教えていただきたいと思います。

それと15の埋蔵文化財。あそこには埋蔵文化財はないだろうとは思っていますけど、それについても協議をしろというふうになっておりますので、その協議をした内容についても教えていただきたい。

一番大きな話は、指示事項の中の16ページですけど、ここに設置予定地は総合整備法に基づく房総リゾート云々、こういうふうに書いてあります。そこら辺について考慮した、特にここでは豊富な水産資源を初め海の自然の豊かさを確保するために、特に配慮した取り組みが行われておりますというふうにうたってあるんだけど、これについてはM. M. Iとどういうようににしたか、また、配慮した取り組みがあるならば、教えていただきたい。これについても協議をした内容があれば、教えていただきたい。なければ、そのまま結構です。

私たちは毎月水曜日、土曜日、昨日も会議をやっております。毎週やっています。そういう関係で、山口市長には3度来ていただきました。4月29日が故山口市長と最後のお話し合いになったのですが、こういうことをやっていますということはありますので、それについてお話ししたいのですが、とりあえず第2回目の質問として、以上のことをお答えしていただきたいと思います。以上です。お願いします。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。目羅環境防災課長。

○環境防災課長（目羅洋美君） お答えします。産業廃棄物処理施設設置計画に係る審査指示事項の事業者との協議内容について、私からは1点目、5点目、7点目について申し上げます。

1点目の勝浦市と工事並びに操業時の騒音及び振動防止対策の協議及び勝浦市と埋め立て時における悪臭の発生防止対策の協議をすることにつきましては、県大気保全課の審査指示事項であります。平成21年11月に株式会社M. M. Iと市環境防災課職員が勝浦市役所において

協議しており、11月30日付で株式会社M. M. Iより、市環境防災課長あてに騒音・振動・悪臭防止対策について文書で提出があり、12月には再度勝浦市役所において株式会社M. M. Iと市環境防災課職員で協議を行っております。なお、悪臭対策については、平成23年2月に勝浦市としての意見書を株式会社M. M. Iに通知しております。

5点目の地下集排水管の維持管理方法を明確にすること。なお、施設からの排水が流下する鵜原西ノ谷川の管理者である勝浦市と排水計画について十分協議をすることにつきましては、県河川環境課の指示事項であり、平成21年11月、市都市建設課及び市環境防災課職員が現地確認を行い、西ノ谷川への排水水については、仮に施設が設置された場合において、施設からの排水が環境基準に適用することが確認できれば、特に問題はないものと考えます。なお、地下水集排水管の維持管理方法については、許可権限者であります千葉県に対して、より厳格な維持管理方法を指導するよう求めていく考えであります。

7点目の勝浦市審査指示事項に網羅されております土地利用計画及び環境保全に関する計画等についての協議につきましては、現在のところ、株式会社M. M. Iより協議の申し入れがない状態にあります。以上で私からの答弁を終わります。

○議長（丸 昭君） 次に、関農林水産課長。

○農林水産課長（関 善之君） お答えいたします。私からは、2点目の農地法第5条の転用許可について、3点目の林地についてのお答えをいたしたいと思います。

初めに、農地法第5条の転用許可についてでございます。ご承知のように、計画地内には田が16筆、7,530平方メートル、畑が11筆、2,342平方メートルの農地、また、建設時の残土仮置き場として田が3筆、1,215平方メートル、畑が2筆、561平方メートル、合計で32筆の1万1,648平方メートルの農地がございます。

農地を転用する場合でございますけれども、農地転用許可が必要となっております。この転用許可申請につきましては、産業廃棄物設置事前協議が終了した後の手続となりますので、現在のところ、農地転用許可の申請の提出はされておられません。

続きまして、2点目の林地関係でございますけれども、産業廃棄物最終処分場建設計画地につきましては、平成9年6月のオートキャンプ場建設計画の際の林地開発が県の小規模林地開発行為土地要綱に定めた県協議を要する面積を超えていることが判明いたしました。このことから、平成11年3月に林地開発行為の工事中止指示書が交付されました。その後、平成16年12月に千葉県より伐採した林地の植採復旧について指示書が出され、復旧計画書に基づき、事業計画者が杉等の植採を実施、平成17年5月に千葉県が完了確認調査を行い、改善が認められたため、工事完了確認済み通知書が交付されました。

しかし、平成21年3月の県の再調査で杉等が枯れていたため、再度、林地開発行為指示書を交付されました。これに沿って事業計画者は、指示書に従い、杉等の植採を行い、平成21年12月に千葉県夷隅農林振興センターによる完了確認調査で一部補植指示が出され、これを改善し、平成22年3月29日の完了確認調査で森林の復旧工事完了確認書が交付され、現在に至っております。以上で答弁を終わります。

○議長（丸 昭君） 次に、藤平都市建設課長。

○都市建設課長（藤平喜之君） お答えいたします。まず、前段にございました還元案についてでございますが、こちらは平成21年4月28日に事業者から提案書の書面が市長あてに提出されてお

ります。なお、この提案書は、廃棄物処分場建設に関係しました内容が盛り込まれていましたために、受け入れできないものとされました。

次に、4点目の事業予定地が都市計画区域内にあり、地元市と調整するという内容でございますが、既に事業者と都市計画関係の協議がなされておりまして、当該事業予定地は都市計画区域内にありますことから、土地利用の方針と自然環境の整備について指導いたしまして、協議済みでございます。以上でございます。

○議長（丸 昭君） 次に、菅根社会教育課長。

○社会教育課長（菅根光弘君） 6点目の埋蔵文化財の確認について、お答えいたします。文化財についての協議は、以前から実施してきたところでございます。協議内容は、いずれも埋蔵文化財包蔵地の有無の確認でありました。協議経過は、次のとおりでございます。

平成11年3月23日、有限会社東進総業から照会がありました。それに対して5月13日付で回答しております。

次に、平成17年7月15日、株式会社地層科学研究所から照会がありました。これについては8月5日付で回答しております。

次に、平成19年9月12日、株式会社M. M. I から照会がありました。これについては、12月6日付で回答してあります。

次に、平成21年9月15日、同じく株式会社M. M. I から照会がありました。これについては9月30日付で回答してあります。

最後に、平成22年4月12日、株式会社M. M. I から照会がありまして、5月7日付で回答してあります。

以上のとおり協議がありましたが、埋蔵文化財の包蔵地ではありませんでした。

なお、それぞれの回答についてでございますけれども、埋蔵文化財は現状では確認できませんでしたという回答をしております。ただし、工事中に遺構、遺物が発見された場合は、直ちに工事を中止して当教育委員会に連絡の上、協議してくださいという回答をしております。

なお、協議箇所について、千葉県文化財課が試掘をいたしましたが、埋蔵文化財は確認されませんでした。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。刈込議員。

○17番（刈込欣一君） 私は、3回目でこれで終わりなんですけど、具体的なことをいろいろお聞きしたいと思っています。

まず1点目なんですけど、西ノ谷川の解析調査、こういうことで昨年度3月末までにいろいろな調査をしたということで、そこに新たな問題が出ていたようなお話もちらっとは聞いております。そんな関係で、まず西ノ谷川の解析調査についてお話を聞きたい。これは地下の集排水管の維持管理方法を明確にすることとし、なお、施設からの排水が流下する鶴原西ノ谷川の管理者である勝浦市と排水計画について十分に協議しろよという協議事項があります。その中で、私が平成22年6月定例議会でお話をしました。そのときの回答が、平成21年11月、都市建設課及び市環境防災課職員が現地調査を行い、西ノ谷川の管理については、仮に施設が設置された場合において、施設からの排水が環境基準に適合するが、確認できるものであれば特に問題がないと考えておりますとあります。施設からの排水が環境基準に適合するかというのは、つくってからでないといけないと思うんですね。そこら辺のことをどういうふうに思っ

ているか。それと同時に、平成22年9月に勇退されました水野議員がこの問題について聞きました。そのときの答えが、計画されている流域からの雨水排水計画は、千葉県における宅地開発等に伴う雨水排水貯留浸透計画策定の手引きをもとに、調整地は50年確率の超過洪水等に対し検討もされております。下流の西ノ谷川の流下能力を超えない放流量になっており、これは流下計算書等から読み取れるものであるから、市の管理する西ノ谷川への放流計画は問題ないと判断したものである。このことが、平成22年6月に私が話したとき、また、平成22年9月に水野議員が話したときに、両方に放流計画は問題ないと判断しているというふうにうたっております。ですから、どうしてそう言うならば、平成22年3月末に予算をあれでやったのかと。それは言いっこなしにしましょうということはいいいですけど、専門家が調べた結果が出ていると思いますので、そこら辺について、いま一度お話を聞かせてください。

ということは、ここにいる全部の方はあの川を見たと思います。川は1メートル50あるかなしの川です。それと山になっていますから、山が崩れたら、川はそこでストップしてしまう。そういう川です。それが今は武蔵校までは相手側のM. M. Iのほうのものです。下は勝浦市の管轄ですよ。管理するところです。あのちょうど真下が禁漁地になっています。そういうところに流されるとはとんでもない話だと。これは口々に皆さんが言う言葉です。ですから、どうしてもあそこには流されないようにしていただきたい。ただ、立米がどうだとか、地質がどうだとか、ここに書いてあるとおりに、環境基準に適合することが確認できるものであるか。できるものがあるなんて、とんでもない。まだやっていないのですからね。今現在ではできるものであればという話だと思うんです。ただ、これをつくった場合にはどういうふうになるか。推して知るべしだと思います。ですから、今後については、この課題について今一度、ご答弁願いたい。

それともう一つ、農地の関係なんですけど、私の聞くとところによれば、今、あそこは20年以上たっていますよというお話で、それはしょうがないんだというお話もされています。しかし、問題のあるところだったら、別だと思うんですね。これが何も問題のないようなところであれば、それは20年たとうが、10年だって、5年だって、それは関係ない。ただ問題のある土地について20年たったらいいよということはないかなと思いますけど、そこら辺のところがありましたら、教えていただきたい。

ここにいらっしゃる議員の皆さんにも聞いていただきたいんですけど、故山口市長のお葬式に私たちも行ったんですけど、その中である方が、帰ってこられるなら帰ってきてもらいたいという弔辞がありました。私たちも勝浦市の鶴原の住民として全くそのとおりなのです。ということは、故山口市長は、今回もそうなんですけど、私たちに一番接触していただきました。選挙になる前に1回、鶴原の産業廃棄物がわからないから聞きにきましたということで聞きにきていただきました。それと、その次の当選した暁には、山口先生、お願いしますということであいさつに行きました。そして、3月30日にはここに来まして、私たちは20人ぐらいで山口市長のお話を聞きました。そして、4月29日、とことん話し合うというのは山口市長のモットーになっていましたが、とことん話し合ったのは私たちの産廃のグループだけじゃないかなと思っております。4月29日に来たときも、「刈込さん、風邪引いているよ」とか何とか言っていて、「気をつけてくださいよ」と、その程度で済ませてしまったんですけど、不慮のああいふことになってしまったんですけど、それはそれとして、山口市長は市政運営に対する所信という

ことで、1つ目として、勝浦市には海があって、山があって風光明媚な自然に恵まれたすばらしいまち、観光のまちです。その勝浦市の貴重な財産を守るために、産業廃棄物最終処分場建設反対に向けて地域住民の皆様とともに勝浦市全体で積極的に県知事に働きかけ取り組んでまいりますと。これが一番初めに来ているんですね。7番目、行政サービス、いろいろあります。これは大切なことだと思いますけど、何かに書く場合に一番大切なことは一番頭を書くと思います。ですから、これは市長の取り組み姿勢では一番初めだと思う。ところが、先ほど言ったとおり、帰ってきてもらえたら帰ってこいよと言いたいのですが、そうもいかないと。そのほかに私たちは、当時、4人の市長候補にいろいろな質問をさせていただきました。その一端をお話しさせていただきたいと思います。

山口市長への質問ということで、第1問目、「鶴原地区に建設計画が進められている産業廃棄物最終処分場建設に反対である、その理由を明確にお示しください」というふうに私たちは言いました。断固反対します。勝浦市は風光明媚、ここら辺はずうっと同じです。東急リゾートタウンといろんなことがあります。「観光のまち勝浦、元気な勝浦をつくっていくためにも、市を挙げて反対していきます」というふうにうたっています。

また、第2問目の「反対運動のリーダーとしてどのような活動を考えておりますか」というふうに出しました。「勝浦市を挙げて、断固建設反対に取り組めます」と、こういうきちっとした言葉をいただいております。「市のリーダーとして物心両面で積極的に活動を進めます。地元選出県会議員、国会議員と連携し、県知事及び関係企業に対し積極的に陳情いたします」と、こういうふうにうたっている。この陳情いたしますというものは、先週、6月9日にここにいらっしゃる副市長のお計らいで、副市長、また県会議員等、各種団体の長、商工会長、観光協会会長はもちろん、漁業組合もちろん、先ほど言った武蔵学園の先生方等を踏まえ、30数名で県のほうに行きました。それについても、県のほうは淡々として法的法的という部分を繰り返すばかりで、何ら進展は見えておりません。しかしながら、私たちはそれをやらなきゃいけないという使命にかられておりますので、そういうことを言っています。これが山口市長が積極的に陳情しますと。これも1点やっていただきたいと思います。と思っています。

また、3点目で、「行政の責任者として産業廃棄物最終処分場反対の担当部署を設置する考えはありますか」というお話をさせていただきました。「担当部署を設置します。この処理場の問題は勝浦市民全体の問題です」というふうに答えていただいております。ですから、まず担当部署をつくっていただいて、先ほど副市長がお話したのは検討委員会、検討委員会て何だい。つくるための検討委員会か。反対の検討委員会かはっきりしろと言いたくなっちゃうんです。そういうふうに行政の立場としてはできないというのは十分わかる。ただ、勝浦市全体で反対するならば、検討するんじゃなくて、反対するための委員会でもいいんじゃないかならうかと思います。それは要望ですから、今後どのように展開していただけるかわかりませんが、ひとつよろしくお取り計らい願いたいと思います。

4点目なんですけど、「市民憲章をかんがみ、今回また今後のために産業廃棄物処分場建設を阻止できるような条例制定の構想はありますか」というふうに問いかけたのです。この条例についても、本議会に条例案が出てきます。それについていろいろ議員たちにも議論していただいて、しっかりと条例を制定していただきたいと思います。と思っています。

ですから、山口市長とすれば、2点、まず積極的に陳情しますと。また、条例をつくります

と、これはしっかり守っていただきたいと思います。そのほかに、観光のまち勝浦を守り、発展させていくことが必要だと思います。積極的に議会関係者と協議し、作成を検討します。これは条例の制定です。

では、「就任後はどうするんですか」というお話をしました。「就任後は、千葉県知事へ産業廃棄物最終処分場建設反対の陳情を早急に実行していきます」と。これは先ほど言ったとおり、陳情をしていただきましたので、これは住民の皆様や議会のご意見を承りながら、知事のみでなく、関係機関にも積極的に早急に実施していただくということでもあります。

最後に、その他の意見として、故山口市長は、「市民の皆様ととことん話し合って、本気で次世代を担う子供たちのために元気な勝浦をつくります」と、こういうふううたっています。あそこにつくられた場合は、すぐ下は勝浦市立清海小学校、また、すぐ後ろには保育所とあります。子供に対する影響が一番大きいと思います。ですから、先ほど前々段者、また、午前中のお話の中にもありました。放射能はどこだ。調べるのはどこだ。学校の校庭だと。学校にいる子供たちに一番影響を与えるんだと思います。ですから、これをもしつければ、下の子供たちが一番影響が出てくるんじゃないかなろうかと思います。

影響は1番、2番をつけがたい部分もたくさんありますけど、とりあえずそういうことを市長は考えていました。ぜひ、これを議会の皆さん、また、執行部の皆さんも、このことを踏まえて、また新しい市長は出てくるとお思いますけど、その市長にきちっと引き継いでいただいて、昨日も会議がありまして、どういうスタンスがいいんだということを話しております。ここで団体の方々と第3回連絡協議会をやっております。その協議会についても、私たちは団体の方々に1通ずつ資料を持って行って、今度、やりますからお願いしますというふうに回っております。そういう手だてが大変多くありますので、そういうことについても、ひとつやります。

また、各区長のところへ行きまして、のぼり旗、まだまだ各区によって意識が相当違うところがあります。ですから、今度は区長のところにチラシを持って行って回覧等やっています。また、各地区で説明会もやっていますけど、もう一度、のぼり旗を持っていて、勝浦市中にのぼり旗を立てましょうということも思っています。ただ、そういう金については、鶴原区民、守谷の方々、また吉尾の方々等でやってもらっているのが実態です。こういうお金のことについても、物についても、何についても、まだ会長初め反対の会の皆さんが手足を使ってやっている状態です。そういう状態を軽くするには、市民全体、勝浦市全体でやっていただければと思います。ただ、切羽詰まってきておりますので、これからまたいろいろなことをやります。そのときは、ぜひ協力を願いたいと思います。

それが山口市長の考えでありましたので、ひとつよろしく願いいたします。

もう一点ですが、署名運動を何回ぐらいやっているのかと言われた場合に、わからないところです。署名運動についても、平成21年1月20日に堂本知事へ3,500名、平成21年8月18日に森田知事へ1万8,733名、そして今回、部長面談でも9,106名、合計3万1,339名という方々の署名を集めて持って行っております。ビッグひな祭りとかカツオまつり、市民決起集会、ゴールデンウィークに海中公園でやりました青年部の方々の署名運動等々やって、3万1,339名という数字を県には提出してあります。説明会についても、いろいろな地区で22回やっております。一般の方々に1,296名、議員の方々にはその地域に来てくださいよと投げかけてありますが、はっ

きり言うとは8名参加しております。ですから、こういうことをやっていますけど、それぞれ認識が違うのはわかるんだけど、商工会の発展とかいろいろあると思いますけど、とりあえず9月9日までということでもありますので、みなさんもぜひご協力をお願いします。

先ほどの1点、2点の部分についてご答弁を願って終わります。以上です。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。藤平都市建設課長。

○都市建設課長（藤平喜之君） 西ノ谷川の雨水排水計画につきましては、再調査をするということで事業者からの協議書に対しまして、その内容を精査することを目的に解析調査委託をし、解析を進めてまいりましたが、本年3月末に成果が納品され、それをもとに事業者と雨水排水等について確認、質問、指導等を行ってまいりました。その結果、今現在の事業予定地からの雨水流出量に対しまして、産廃埋立後の雨水排水流出量のほうが小さくなるような調整池の改善対応がなされております。

現在は、西ノ谷川に直接影響があると思われますことから、産廃盛土からの浸出水処理の対応、産廃盛土に対しての確認をしております。以上でございます。

○議長（丸 昭君） 次に、関農林水産課長。

○農林水産課長（関 善之君） 農地関係についてお答えしたいと思います。現状の計画地内、先ほどの答弁で32筆1万1,648平方メートル、こちらにつきましては農地として取り扱っております。そのため、今後、農地転用許可申請が出てくるものと思っております。なお、千葉県の農地転用事務指針におきましては、申請書類に産業廃棄物処理施設設置と事前協議終了通知書の写しの添付を要することとなっております。以上でございます。

○議長（丸 昭君） 次に、猿田副市長。

○副市長（猿田寿男君） いろいろお話を聞かせていただきまして、私も4月以降、山口市長といろんな反対する会であるとか、さっきお話に出ておりましたけども、今月9日には40名の皆さん方と県のほうにも陳情に行かせていただきました。刈込議員、また反対のグループの皆さん方の気持ちというのは十分わかっておりますので、その意を体しまして、これからも頑張っていきたいと思っております。市長がいろいろマニフェストの中で、そういう反対の皆さん方も入れた反対の検討委員会、こういうものを設置するというお話もありましたので、我々も庁内では、日ごろしょっちゅう密接に連携をとって検討委員会をやっておりますけれども、今後もそういうような趣旨で前向きにやっていきたいと考えております。以上です。

○議長（丸 昭君） これをもって刈込欣一議員の一般質問を終わります。

散 会

○議長（丸 昭君） 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

6月17日は定刻午前10時から会議を開きますので、ご参集をお願いします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後1時52分 散会

本日の会議に付した事件

1. 一般質問